管理コード	特例要望事項	制度の現状	該当法令·条項等	措置の分 類	措置の内 容	措置の概要(対応策)
3000010	特区外の国立大学教 員等に係る勤務時間 内兼業の容認	いては、承認権者の承	国家公務員法第103 条、 H15.4.1以後の人事院 規則14-17, 14-1 8 構造改革特別区域法 別表番号16	С		国立大学教員等が勤務時間認察は大学教員等が動務の特別できる。 大学教員等が動務の特別できるのは、特別できるのできるのできるのできるのできるできるできるできるできるできるでできるで変更に、大学をは、大学ののでは、大学の対象をは、大のの対象をは、大のの対象をは、大のの対象をは、大のの対象をは、大のの対象をは、大のの対象をは、大の対象をは、対象をは、大の対象をは、対象をは、大の対象をは、ないが、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは
3000020	サマータイムの導入	勅令第167号では、明 石を標準時とし、全国 同一とされており、一 地方のみの時間変更 は出来ない	標準時に関する勅令第 167号			担当省庁についてさらに調整する必要がある。

受付番号	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
1219	1219050	兵庫県、新宮町、上郡町、 三日月町	先端光科学 技術特区	国立大学の教員等の役員 等の兼業の承認規定(研 究成果活用企業)の緩和
2039	2039010	札幌商工会 議所	サマータイム 特区	時間規定に関する特例 (北海道サマータイム制の 導入)